令和8年11月30日までに公告または指名通知する工事に適用
令和8年12月1日以降公告または指名通知する工事に適用しない

八戸圏域水道企業団における「週休2日確保工事」実施要領

1　趣旨

本要領は、八戸圏域水道企業団が発注する土木・管工事において、週休2日の確保を行うにあたっての手続きや設計変更等の必要な事項を定めたものである。

2　用語の定義

（1）週休2日確保工事

本要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事をいう。

（2）週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず、土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

②月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（3）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間（工事事故、天災に対する突発的な対応等）のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

※工事着手日とは工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。）の初日をいう。

（4）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。（「土曜日・日曜日」・「祝祭日」を問わない。）

天候（降雨・積雪等）により休工した日は、現場閉所日数としてカウントする。

3　週休2日の達成判断

①　完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

③ 通期の週休2日

現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

（1）完全週休2日（土日） Ⅰ型

受注者が、完全週休2日（土日）の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日は必須）

（2）完全週休2日（土日） Ⅱ型

受注者が、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取り組みについて工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日は必須）

5 対象工事

以下の全てに該当する工事を週休2日確保工事の対象とする。

- 当初工期が土木工事標準積算基準書（青森県県土整備部）における標準工事日数以上である場合、または積上げによる工期設定において週休2日に対応した工期を設定している工事
- 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事以外の工事

6 工事費の補正

週休2日の実施による工事費の補正については、7 実施内容の定めに基づき、各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

ただし、労務費については、市場単価や土木工事標準単価などの単価の内訳が不明で、かつ週休2日に対応した単価の設定がないものについては当該補正を行わない。

	完全週休2日（土日） 適用工事	月単位の週休2日 適用工事
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

7 実施内容

（1）週休2日確保工事の発注

発注者は、特記仕様書に下記事項を明記して発注する。

・　週休2日確保工事の対象となっていること

・　完全週休2日（土日）Ⅰ型及びⅡ型

また、当初積算時に完全週休2日（土日）適用工事の補正を行い、補正を行っていることについても特記仕様書に明記する。

（2）週休2日確保工事の決定等

完全週休2日（土日）Ⅰ型及びⅡ型において、契約後（施工計画書提出前までに）、受注者は週休2日による施工の取組意思等を記載した工事打合簿（協議）を発注者へ提出する。また、やむを得ない理由があり週休2日による施工ができない場合においても、受注者は工事打合簿（協議）を発注者へ提出する。

（3）施工計画書への記載

受注者は、週休2日を確保するために必要な工期及び工程、対象期間について発注者と協議し、工事着手日までに週休2日を考慮した工程を検討し、現場閉所日が確認できる「現場閉所計画書」（別添1）を施工計画書に添付する。なお、週休2日による施工を行わない協議が整った場合には、この限りではない。

（4）現場閉所日の確保状況に関する報告

受注者は、毎月の履行報告書提出時に、工程表等の現場閉所日の確保を確認できる「現場閉所報告書」（別添2）を添付する。また、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「変更　現場閉所計画書」（別添3）を提出する。

（5）工期変更

発注者は、増工を伴わない場合であっても、受注者からの発議があった場合で以下の全てに該当する場合、週休2日の実施にあたり必要となる工期の変更に応じる。

・　（工事着手前の場合）施工計画書の作成にあたり受注者が工程を検討した結果、当初発注時の工期では週休2日確保が不可能であると認められる場合

・　（工事着手後の場合）履行報告書や「現場閉所計画書」、「現場閉所報告書」等により、発議があった日以前において週休2日が確保されていることを確認できており、週休2日確保にあたり工期の延長が必要である場合

・　特段の予算上の制約や社会的要請等の制約がなく、工期の変更が可能である場合

（6）設計変更

発注者は、工事完成時に工事日報等により週休2日の達成状況を確認のうえ、以下のとおり設計変更を行う。

1）完全週休2日Ⅰ型の場合

完全週休2日（土日）の場合は当初積算時の補正を引き続き適用し、月単位の週休2日の場合は完全週休2日（土日）適用工事の補正を月単位の週休2日適用工事の補正に変更する。

2）完全週休2日Ⅱ型の場合

完全週休2日（土日）の場合は当初積算時の補正を引き続き適用し、月単位の週休2日の場合は完全週休2日（土日）適用工事の補正を月単位の週休2日適用工事の補正に変更する。なお、通期の週休2日または未達成の場合は、補正を行わないものとする。

（7）その他

発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない。

受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

受注者は発注者が行う調査等に協力するものとする。

8　工事成績評定における評価

完全週休2日Ⅰ型及びⅡ型において、週休2日の確保が確認できた場合は、受注者の休日の確保及び適切な工程管理等で工事成績の減点は行わない。

完全週休2日Ⅰ型及びⅡ型において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、減点評価するものとする。

週休2日による施工を行わない協議が整った工事については、工事成績の減点は行わない。

9　附則

1. この要領は、令和 7 年 6 月 1 日以降公告となる工事から適用する。
2. 八戸圏域水道企業団における「週休2日確保工事」実施要領（令和元年 10 月 1 日以降公告となる工事から適用。以下「旧要領」とする。）は廃止とする。ただし、令和 7 年 5 月 31 日までに公告となる工事については、旧要領による。